

水産政策審議会企画部会

第86回議事録

水産政策審議会第86回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 令和2年12月16日(水) 15時32分

閉会 令和2年12月16日(水) 17時23分

2. 出席委員(五十音順、敬称略)

(委員) 内田 和男 大瀬 由生子 大森 敏弘 佐々木 貴文
 田辺 恵子 中川 めぐみ 橋本 博之 山下 東子
 山本 徹 吉川 文

(特別委員) 窪川 かおる 久保田 正 後藤 理恵 菅原 美徳
 関 いずみ 高橋 健二 中村 清作 野田 一夫
 深川 英穂 結城 未来 若狭 信行

3. その他出席

(水産庁) 倉重漁政部長 藤田資源管理部長 山本漁港漁場整備部長
 押切企画課長 坂本栽培養殖課長 佐々木参事官
 永濱調査官

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第86回企画部会
議事次第

日 時：令和2年12月16日（水）15:32～17:23

場 所：コープビル第3会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 令和2年度水産白書の構成と骨子について

(2) 【報告事項】特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律
について

(3) その他

4 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	令和2年度水産白書の構成と骨子について	3
3	【報告事項】特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 について	3 2
4	その他	3 7
5	閉 会	3 8

○企画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第86回企画部会を開催したいと思います。

私は、本日の事務局を務めます企画課長の押切でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の企画部会は、御希望のありました委員及び特別委員には、ウェブ会議システムにて御参加いただく形で開催させていただいております。

それでは、開会に当たり、漁政部長の倉重より御挨拶申し上げます。

○漁政部長 皆さんこんにちは。漁政部長の倉重でございます。

この中の何人かの方、部会長も含めまして、先日の視察に御一緒させていただきました。私自身も非常に勉強になりましたし、皆さんもいい経験になったのではないかなと思っております。

本日は86回の企画部会ということで、令和2年度水産白書の構成と骨子について御議論いただくということで、マーケットインというものがテーマになっておりますけれども、先日の視察のことも踏まえまして、余りマーケットインというのを決められた概念としては捉えずに、水産にとっては一体それはどういうことなのかということも議論しながら、しかも、具体的にどういうふうにしていけばいいのかということが見えてくれば、非常に面白い企画になるのではないかと考えているところでございますので、是非委員の皆様方の闊達な御議論を御期待申し上げます。

また、報告事項でございますけれども、先般の臨時国会で特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律について成立いたしましたので、それについても御説明をしたいと思います。

では、どうぞよろしくお願いいたします。

○企画課長 それでは、最初にお手元の配付資料の御確認をさせていただきたいと思えます。

議事次第の裏だと思えますけれども、配付資料の一覧が記載されていると思えます。資料番号の1から2、3をお手元に配付させていただいていると思えます。御確認いただきまして、会議の途中でも、もし不足がありましたら事務局の方にお知らせを頂ければと思えます。

続きまして、本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておりません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手いただき、それから御発

言をお願いします。

なお、企画部会においては、情報共有の円滑化や文書事務の効率化を図るためペーパーレスで実施いたしますが、本日はペーパーレスで実施するための環境が整っておりませんので、あらかじめ御了承願います。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員11名中、ウェブによる参加を含め10名の方が御出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立していることを御報告いたします。

なお、ウェブ参加の方は、大瀬委員、吉川委員です。

また、特別委員は14名中、ウェブによる参加を含め11名の方が御出席されております。

なお、ウェブ参加の方は、久保田特別委員、後藤特別委員、関特別委員、深川特別委員です。

なお、特別委員のうち、全国漁青連会長の交代に伴いまして、平山孝文特別委員が辞任され、後任でいらっしゃる中村会長に特別委員をお願いすることになりましたので、紹介させていただきます。

中村清作特別委員でございます。

○中村特別委員 皆様、初めまして。全国漁青連、今季会長をやらせていただくことになりました中村と申します。

我々全国漁青連は日本中に約11,000人ほどのメンバーがおりまして、日々これからの浜を担っていくメンバーが今も頑張っていて漁労しているというところで、私が代表しまして、できればここで若手の声を少しでも取り上げることができたらなと思って、参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画課長 続きまして、当審議会の議事の取扱いにつきまして御説明をいたします。

水産政策審議会議事規則第6条に基づき、公開で行うこととなっております。また、第9条第2項に基づき議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。

それでは、山下部会長に議事進行をお願いいたします。

○山下部会長 皆様、こんにちは。

年末お忙しいときに御参集いただきまして、ありがとうございます。

また、先ほど漁政部長からもお話がありまして、先月、一日の中にコンパクトに入っていた視察でございますが、させていただきまして、皆様も御参加いただきまし

てありがとうございました。

また、御参加いただけなかった委員の方々につきましては、御都合の悪いときに設定してしまいまして大変申し訳なく思っておりますが、その視察の様子については、事務局の方で取りまとめてくださっているのので、後日御覧いただければというふうに思います。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、令和2年度水産白書の構成と骨子及び特定水産動植物の国内流通の適正化等に関する法律についての報告となっております。

また、本日は会場の関係から、ここの会場を借りられるのが17時30分までということだそうでございますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 資料の説明に入る前に、カメラで撮影をされていらっしゃる方がいらっしゃいましたら、撮影はここまでとさせていただきたいと思っております。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

お手元に配付いたしております資料ナンバー2について御説明をいたします。

こちらで、令和2年度の水産白書の構成と骨子について御説明いたします。

まず白書の構成案、1ページ目でございます。

これは、全体として水産の動向と令和3年度の水産施策ということで、大きく2つに分かれています。

まず、令和2年度水産の動向というところでございますが、こちらも1部、2部に分かれております。第1部の方が、記載してありますように、令和2年度の水産の動向ということでございます。この中に特集ということで、先般の審議会でも御審議いただきました「マーケットインの発想で水産業の成長産業化を目指す」ということで、3節に分けて整理をしたらどうかと考えているところでございます。

続きまして、令和元年度以降の我が国水産の動向ということで、いわゆる一般動向編と言われる部分でございます。こちらは6つの章に分けて整理をしたいと思っておりますが、第6章のこの章名でございますけれども、先般の審議会でも御意見を賜ったことを踏まえまして、これまで「東日本大震災からの復興」というような章名にしておりましたけれども、今回は「東日本大震災から10年を経た復興の現状」ということで、10年がたったということを経たことを章名の中に加えたらどうかと考えているところでございます。

2 ページ目を御覧いただきたいと思います。

こちらが第2部ということで、令和2年度の水産政策、いわゆる講じた施策と言われているものですが、昨年ここで御審議を頂いた講じようとする施策について、実際どういう施策を講じたかというものを整理する部でございます。

下段になります。大きい2部構成、もう一つの令和3年度の水産施策ということで、令和3年度に講じようとする施策というものをここで整理をしたいと思っています。ここに関しましては、水産基本計画に沿った取組、また水産政策の改革に沿った取組、こういうものを踏まえた記載を考えているところでございます。

大きな構成は以上でございますけれども、それぞれの具体的な記述ということで、3ページ以降で順次御説明をいたします。

まず、全体的に緑がかかった部分で、特集の骨子案について御説明を申し上げます。

テーマとしては、先ほども申し上げたとおり、「マーケットインの発想で水産業の成長産業化を目指す」ということでございます。

こちらは3つの節に分かれておりますが、まず第1節、こちらが水産物マーケットをめぐる状況ということで、マーケットイン、これを考える上でやはり重要だと思しますので、国内外の需要であるとか流通構造の状況などについて記述をしたらどうかと考えております。

記述の内容の例でございますけれども、まず、これも先般の審議会でも御指摘を頂いておりましたマーケットインというものはどういうものなのかとか、その必要性はということをしっかり整理すべきだという話があったと思います。そういう意味で、一番冒頭でございますけれども、マーケットインの取組の重要性ということで、水産業が今般の厳しい状況下でも、この先発展していくためには生産性向上などによる水産業の成長産業化が必要であると。その中でマーケットインと言われる、これも一つの重要な要素なんだと思っております。

一般的に、提供側の視点に立ったものを「プロダクトアウト」と言われているものに対し、消費者や顧客の要求、困り事を解決する商品やサービスを提供しようとする考え方が「マーケットイン」と言われていると理解をいたしております。

今回の白書では、漁業者の皆様方を始め水産関係者が成果を出している様々な取組について分析をしたいと思っております。その上で、水産業に求められているマーケットインの取組、これをより明確化するとともに、マーケットインの取組を一層推進するた

めに何が必要であるかについて考察をしたいということでございます。

2つ目が、世界の水産物需給をめぐる状況について整理をしたいと思っております。

続きまして、国内の水産物需給をめぐる状況について、消費の仕向けなりを含めて整理をしたいと思っておりますけれども、これも先般の審議会でもいろいろお話がありました。今回のコロナの影響という話であったと思いますので、2つ目のポツにありますように、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で魚介類の消費形態がどう変化したのか、外食需要の減少、内食の需要が増加した、そういうことについても、ここの部分で記載をしたらどうなのかと考えているところでございます。

続きまして、次の4ページ目を御覧いただきますと、国内外における食の安全、持続可能な漁業・養殖業への意識の高まりということで、HACCPの導入のお話でありますとかSDGsの話題について、ここで触れたいと考えているところでございます。

以上のような状況の整理をした上で、マーケットインの取組における課題ということで最後を締めたいと思っているところでございまして、1つ目でございます。多くの事業者にとって、やはりマーケット、需要者のニーズ、これの把握は大切でありますけれども、この把握の不足の部分が、やはり課題ではないのか。次に、商品づくりに関しましても、昨今の簡便化志向など様々なニーズが出てきておりますけれども、やはりこれに対応した商品の提供が課題になってくる。また、供給部分に関しましても顧客のニーズにどう対応していくのか、そういうニーズに応じた安定供給の取組を行うことが、これも一つの課題であろうと思います。

4つ目のポツでございましてけれども、これも先般の審議会でも御指摘を頂いた部分だと思っておりますけれども、既に明らかになっているニーズに対応するだけではなくて、消費者の潜在的なニーズの掘り起こしも重要であろうと。特に今回、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で消費者の行動が変化したような場合においても、その変化に合わせて需要を捉える上で重要ではないのかということでございます。

一番最後のポツがHACCPであるとか水産エコラベル、こういうものの認知度の向上の取組も重要だろうということで、第1節を整理したらどうかと考えております。

続きまして、5ページでございましてけれども、第2節ということで、ここで水産業におけるマーケットインの取組というものを具体的に事例として整理をしたいと思っております。

今お話を申し上げたような、第1節で考察した課題を解決するためにはどのような取

組の方向性があるのかと、これを分析する上で関連する取組事例について記述をしたいということでございます。以下、記述例が並んでおりますが、記載のとおり、今我々の方で検討中のものの一部ということでございます。

まず、ニーズの把握に関する取組に関しましては、事例を2つということで、漁業者が市場関係者の方々と協力体制をつくり上げたり、また水産の加工業者の方が実際の顧客の方のニーズの把握に努めて、それを商品開発に活かすというような事例を記載したいと思っているところでございます。

2つ目です。ニーズに応じた水産物供給の取組ということで、最初に、品質の確保に関する取組です。こちらの事例は、漁業者の方々が活け締めや急速冷凍、こういうような高鮮度化などの取組を実施するというようなものを考えております。

続いて、多様なニーズに応える加工の取組ということで、先ほども申し上げたような簡便化に代表されるような志向に対応して、様々な加工形態、商品を開発している事例を取り上げたらどうかと考えております。

続きまして、ニーズに応じた供給量の調整や販路の選択の取組ということで、1つは、漁業者の方が市場のニーズを踏まえて、いわゆる生産量を調整する、そういう取組であるとか、漁獲したものの販売地を選択する取組、こういうような取組の事例を1つ考えております。また、養殖業についても、そちらに掲げてありますような自動給餌機などによる省力化の努力、こういった取組についても取り上げたらどうかということでございます。

その下にありますが、これも先般の審議会でもお話があったと思っておりますけれども、電子商取引、いわゆるECを利用した産地と小売店との直接取引、こういうような取組の事例を御紹介いたしたいと考えているところでございます。

6 ページ目を御覧ください。

こちらが潜在的なニーズを発掘する取組ということですが、事例といたしましては、小売店の方なり、またインターネットを使って食される方に調理方法を具体的に伝えることによって、様々な消費者の方のニーズを掘り出していき、そういうような取組の事例を紹介したらどうなのかと考えているところでございます。

その下のポツのところは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響、これを受けて、ECを利用した直接販売などの新たな取組、こういう動きについて紹介をしたいということで、漁業者の方が消費者向けにインターネットで鮮魚の通信販売を開始している事

例、このような事例について取り上げたらどうなのかというふうに考えております。

また、食の安全や持続可能な漁業・養殖業に関する取組ということで、小売店・外食店、こういうところでも水産エコラベルの認証、それをまた消費者の皆さんに提示をするというような動きが見られますので、そういうような取組を事例として紹介をしたいと考えているところでございます。

続きまして、7ページ目です。

こちらは第3節ということで、水産業の成長産業化に向けたマーケットインの取組の推進という中で、水産政策の改革、また養殖業の成長産業化の戦略、そういうものを踏まえて、マーケットインの取組の方向性について記述をしたいということでございます。

第2節まで御紹介を申し上げたような様々な事例、こういうものを踏まえて、マーケットインの取組を積極的に行い、単価向上、販路拡大、海外需要の獲得を実現している、そういった事例を踏まえて、産地が流通販売サイドからのニーズ情報を把握すると同時に、産地自身が水産物の価値を積極的かつ効果的に発信していくことが不可欠だと考えられるところでございまして、その中で今後の方向性について示していきたいと思っております。

幾つかの丸に区分をしておりますけれども、1つ目の丸が生産者・加工業者・流通業者などの連携によるニーズに応じた供給の促進ということでございます。川下から川上に対してはニーズを伝え、川上から川下に対してはニーズに応じた水産物を提供すると、そういうような好循環を生み出すことの重要性について記述をしたいと思っております。

2つ目の丸です。産地からの情報発信とECの活用による多様なニーズへの対応ということで、産地は消費者・顧客の多様なニーズに応える上で、そのニーズを把握するだけではなくて、インターネットやSNSなどを活用して直接消費者が求める水産物の情報の発信、これを行うということで、電子商取引（EC）、これを活用するのはどうなのかということでございます。これによりまして、産地と全国の消費者・顧客との間での新たな取引機会が創造できていくのではないのかと考えるところでございます。

続きまして、8ページ目を御覧ください。

マーケットイン輸出への転換ということでございます。消費の増加が今後見込まれる海外の需要を獲得する、そういうための輸出でございます。そういう意味でも、海外市場で求められるスペック、量・価格・品質・規格、こういうものを専門的・継続的に生産・輸出し、あらゆる形で商流を開拓する体制を整備する必要があるのではないかとい

うことで、バリューチェーン全体を「プロダクトアウト」から「マーケットイン」、こういうものに徹底的に転換していくべきではないかと考えるところでございます。

続きまして、食の安全と持続可能な漁業・養殖業に関する取組の推進ということでございます。水産食品事業者のHACCPへの対応、漁港の高度衛生管理、そういうものを進めていくべきということであろうと思いますし、世界において持続可能な漁業・養殖業がある意味常識になりつつあるという現状の中で、この先、我が国の水産物についても、更に販路を拡大していくためには、我が国の水産業が遅れずにこうした動きに対応していくことが必要だろうということでございます。

もう一つ、マーケットインの取組への行政による支援という項目を立てております。商談などの経済的な行為については、やはり事業者が主体的に取り組むことが重要であろうと思います。その上で、事業者の努力だけでは解決できない、そういう問題については、行政による支援措置を講じていくということだと思っております。

地域の漁業の課題、こういうものを地方公共団体等とともに考えて「浜の活力再生プラン」、こういうものを推進していくことであるとか、低コスト化や高付加価値化、取引の電子化、ICT・AIを活用した選別・加工技術の導入、新たな鮮度保持技術の導入など、こういうものの推進も必要であろうと思っております。

戦略的な輸出促進、こういう観点から売り先のニーズ、こういうものに合わせられるように必要な施設・機器の整備などの支援、こういうものが必要だと思っておりますし、JETROなどによるプロモーションの強化、こういうものも必要だろうと思っております。

HACCPの導入の促進、これも必要だと思っておりますし、一番最後、水産エコラベルの周知活動、こういうものについての支援というものも必要であろうということでございます。

以上のような3つの節の形で、今回の特集については整理をしたいと思っておりますのでございます。

続きまして、9ページ目でございますが、こちらからは、いわゆる一般動向編についてということになります。

6章でございますけれども、第1章では、水産資源及び漁場環境をめぐる動きということで、我が国周辺の水産資源の動向と資源管理のための取組、漁場環境などについて順次記述をしたいと思っております。この中では、密漁防止の話でありますとか、先般の審議会でもお話がありました気候変動による影響、また海洋におけるプラスチックごみ

の問題、こういうものについても触れていきたいと思っております。

続いて、10ページ目でございます。

第2章ということで、我が国水産業をめぐる動きというこの中で、上段に書いてありますように、我が国の漁業生産、経営、労働環境、漁業協同組合、水産物流通・加工、そういったものの動向について記述をしたいということでございます。

そして、この中で新型コロナウイルス感染症の影響、これに関しまして漁業経営であるとか外国人の労働の問題であるとか加工業、こういうような項目のところで記述をしていきたいと思っております。

続きまして、11ページ目です。

第3章として水産業をめぐる国際情勢でございます。世界の漁業・養殖業生産、水産物貿易、我が国の国際漁業関係などについて記述をしたいと思っております。

続いて、12ページ目になります。

第4章でございますが、こちらで我が国の水産物の消費・需給をめぐる動きについて整理をしたいと思っております。水産物消費・輸出入・自給率の動向、水産物の消費拡大に向けた活動、こういったものの記述をしたいと思っておりますが、ここでも新型コロナウイルス感染症の影響に関しまして、記述を設けたいと思っております。

下段になります。第5章、安全で活力ある漁村づくりということで、漁村の現状と役割、安全な漁村づくり、漁村の活性化に向けた取組、こういったものについて記述をしたいと思っております。

13ページ目です。

最後の章になりますが、第6章ということで、東日本大震災から10年を経た復興の状況ということになります。東日本大震災の発災から10年目、こういう節目になることを踏まえまして、被災地の復旧・復興、原発事故の影響へのこれまでの対応と復興の状況、こういうものについて復興の取組事例、こういうものを取り上げながら記述をしたいと思っております。

以上が全体の構成と、それぞれの骨子についての説明ということになります。

本日、委員の皆様から頂いた御意見、これを踏まえまして、今後、案文を事務局の方で作成をしていきたいと思っております。また、委員の皆様におかれましては、白書記載上のアイデアであるとか事例の情報、こういうものがございましたら、是非事務局の方へお教えいただければと思っております。

説明は長くなりましたが、以上で終了いたします。よろしくお願いいたします。

○山下部会長 押切課長、どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明のありました資料について、これから御意見を頂きたいと思いますが、時間の制約もございますので、2つに分けて進めたいと思います。

1つ目は、構成と特集の骨子のところ、これについて御意見を頂きまして、その後、第2章、一般動向編の骨子について御意見を頂きたいと思います。ページでいいますと、今、課長から御説明いただいたところの1ページから8ページまでを先に御意見いただきまして、9ページ以降については、その後まとめて御意見を頂きたいということでございます。

最初に、会場の方々に、まずは質問とか御意見いただきまして、それが終わってからウェブ会議システムで参加の方々に意見を伺いたいと思っています。御発言の際は、資料の何ページの話であるかということ、まずお示しいただきたいと思います。また、ウェブ参加の方によく聞こえるようにということで、ゆっくり大きな声でお話してくださいというふうに指示がありますので、すみませんけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、構成案から特集の骨子案まで、資料2の1から8ページについて、まずは会場の方から御意見などございませんでしょうか。どなたからでもよろしくお願いいたします。

それでは、今、まず野田委員から手が挙がりましたので、野田委員で、橋本委員、それから大森委員、その順番でよろしくお願いいたします。

○野田特別委員 私の方で聞きたいところが、3ページの記述内容（例）のマーケットインの取組の重要性の最初の丸のところの中で、「生産性向上」という言葉がありますけれども、この言葉の意味をどういった意味で使われているのかを確認したいというのが私の質問です。

加工屋をやっていると、時間当たり、1人当たり何キロやったとか、何ポンドやったとかというのを生産性だと骨身に染みている身からすると、ここでいう生産性とはどういう意味なのかと。全体の文章を見ると、これは価値の向上という、生産性ではなくて価値と言い直した方がいいんじゃないかと私自身は思っているんですけども、ここでの生産性の使い方の意味合いというものを教えてください。

○山下部会長 ありがとうございます。

お答えについては、後でまとめていただきたいと思いますので、それでは橋本委員の方にマイクをお願いいたします。

○橋本委員 ありがとうございます。橋本でございます。

私は、この8ページ目のちょうど真ん中のところの少し下に、マーケットインの取組への行政による支援という部分がございます、一番上のポツの内容であります。

今回の特集は水産業の成長産業化ということで、なるほどということなのですが、この中身を見ていくと、少し何か学者の論文といたしますか、客観的に書かれているという感じがして、一体誰に向けての話なのかというのが、水産庁で取りまとめて閣議決定をして国民に示すというものとしては、誰に向けての話なのかというところはちょっとよく分からないところがあるような気がします。

したがって、水産庁として、あるいは政府として、水産業の成長産業化に向けて何をやるのか、どういう取組をするのかというところを、やはり分かるように示してメッセージを出すということが大事なことなんだろうと思います。そうじゃないと、ほかの一般水産業の事業者は、当然皆さん、それぞれ一生懸命やっているわけなので、それをみんなで応援しましょうという、政府としてしっかり政策を立てて応援しましょうという、やっぱりメッセージが強く出てほしいと思うわけです。

それで、8ページ目の最初のポツのところは、結局事業者の努力だけでは解決できない問題については、行政による支援措置も講じていくとあるわけですが、これは言わば当たり前のことでありまして、役所がやることは大体そういうものでしょうというふうに思われるわけで、こういうのを冒頭に書いてしまうと、少しメッセージが弱いというか、客観的に過ぎる感じがちょっといたしますので、もう少しこういうテーマについて、水産庁として、あるいは政府としてどういうことをやるんですということをもっと強く出すべきであって、少しこの部分は、このポツが最初に出てきて、その後こういうことをやるんですよという、ちょっと引いた印象があるといいますか、ですから、もっと前に出て、こういう政策をやるのですとか、やりたいのですということ、むしろ事業者の方にお伝えするといいますか、そういう誰に向けたメッセージなのかというところがもう少し分かるような形でまとめていただければなというふうに、お願いをしたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして大森委員、お願いします。

○大森委員 大森でございます。

少し多めで申し訳ないんですが、まず3ページの世界の水産物需給をめぐる状況のところです。

このことについては、第3章の水産業をめぐる国際情勢で詳しく説明をされるわけで、毎年の白書でもこの部分での記述はあるわけですが、3ページの世界の水産物需給をめぐる状況で、「世界の漁業・養殖業生産量及び水産物貿易は拡大傾向」とありますが、世界の漁業・養殖業となると、漁業は頭打ちのはずです。養殖業が急拡大をしているということで、以前の白書でも、ここは中国の内水面の魚類、また海藻類、そういった部分が急拡大しているという解説がありますので、こういうふうにくくってしまうと、その面では読者に間違いが起こるのではないかというふうに思います。

また、「水産物貿易は拡大傾向。」という部分も、中国の養殖業が拡大している部分が貿易の拡大に直結しているのか、中国の国内需要、それを賄っているのか、その辺のところは誤解のないような記述が、ここで必要ではないかというふうに思います。

次に、4ページのSDGs うんぬんというところですが、先ほど企画課長の御説明にあったように、この持続可能な生産、これに配慮した情報提供、これは本当に重要で、水産エコラベルは世界では常識なんですけれども、我が国においては、供給サイドが非常にこの認識が高まっていて、MELや、MSCも含めて取得をしているということですが、我が国の消費者の方々のサイドの認識というのが、世界と比べると、まだギャップがある。その部分のギャップを埋める取組が、やはり必要なんだというふうに思いますので、その辺のところをどういうふうを書くかというのが1つ課題としてあるのではないかというふうに思います。

また、2つ目のマーケットインの取組における課題の供給の部分ですが、「漁業者が市場関係者のニーズに対応した生産を行う取組」、こういうふうになっておりますけれども、やはり我が国の漁船漁業においては、養殖を別にして漁船漁業ということになると、まき網は可能ですけれども、それ以外の漁業種類については、やはり魚種選択が非常に難しい。

そういう中で、こういう書きぶりのみですと生産活動そのものに影響が出されかねないということもありますので、やはり市場ニーズに対応したターゲットをしっかりと絞った魚種への取組といったことが書けないかなというふうに思います。養殖は、正にこの考え方でいいんだというふうに思っております。

それから、飛んで7ページから8ページにかけてのマーケットイン輸出への転換とい

うことですが、やはり国内需要の再開拓というか、そういう大きな1つづくりがあって、その中でこういった部分の記述がされるというふうな御検討が頂けないかなというふうに思います。

最後に、これは先ほど橋本先生もおっしゃったんですけれども、マーケットイン輸出への転換のところで、「海外の需要を獲得するための輸出に積極的に取り組む」と。誰が取り組むかというところ、事業者が主体に取り組むことが重要だけれども、解決できないのは行政も支援措置を講じていくと。

海外の需要を獲得するために輸出に積極的に取り組むという書きぶりの中で、本当に国として、やるのか。そうすると、これはマーケットインといっても売り先があつてのことですから、その売り先について国が主体的に開拓に取り組むというようなことが、そのくらいの大きな意識付けを国としておやりになるかどうかという、その部分がここで示すおつもりがあるかどうか、そのお気持ちも含めてお願いしたいなというふうに思います。

海外の需要の獲得のところも、漁船漁業と、それから養殖を分けて役割発揮を明確化していくということも必要だと思いますし、先ほど売り先あつてということで特に留意しなければいけないのは、養殖については、やはり国が主体となった生産体制の調整、これが大事で、海外の需要を獲得するため、需要があるからどんどん作っちゃうということであれば、最後に売り先が見当たらずに国内にそれがばらまかれて価格が暴落するという悪循環というのもままある話なので、やはりここはしっかりと売り先を確保するということはちゃんと固めて、それで進めていかなければならないというふうに思っておりますので、そういった部分をしっかりとこの中で考えていただきたいというふうに思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに、窪川委員と結城委員と、それから田辺委員、この順番でお願いいたします。

では、窪川委員、お願いします。

○窪川特別委員 窪川です。

まだ骨子の段階なので、これから書き進められると思うんですけれども、今御説明を頂いて感じるところを申し上げます。マーケットインと、それからプロダクトアウトという言葉に関して、最初の出だしというのはすごく大事ですね。

ニーズという言葉はもちろん非常に重要なので、それを根本に置いてこの特集が進められていますが、このニーズがどういうものかということが、恐らくこの中からは余り把握できてこないところがあります。生産者が頑張ってきたプロダクトアウトによって作られたニーズも、恐らくすごく現状ではあると思うんですね。そのニーズも把握することが新たなマーケットインという、要するに階層構造が今まだ進んでいないというようなところを、恐らく御指摘されているのかなというふうに読みました。

なので、マーケットイン、プロダクトアウトに関して、水産業として力を尽くしてやってきているというところも重要であるというところがもう少しあって、そのニーズもきちんと把握して、応えるということが背景にあると、読者である消費者にも非常に分かりやすいと思いました。

それに関連しまして、今、大森委員がおっしゃったことと同じなんですけれども、潜在的なニーズというのは何だろうかと思ったときに、国内需要の再開拓とおっしゃったと思うんですけれども、そういうことなのか、水産物に関して関心がないというところを指しているのか、そういったところの対象もすごく重要だと思います。今後、どういう対象にしているのかは、細かいんですけれども、重要に思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、結城委員、お願いいたします。

○結城特別委員 ありがとうございます。今年最後の企画部会、どうぞよろしくお願ひします。

まず、私は一番最初に伺いたかったんですが、前年度のときも伺ったんですが、この白書はどなたに向けて、どういう形で使っていただきたい白書に仕上げたいかという御意向を是非伺いたいです。先ほど橋本委員からも、誰向けに作っているのかというお話がありました。私も最初これを読ませていただいたときに、一体誰向けなんだろうというふうに第一印象で思いました。もちろん、白書というのは、国会で水産庁の取組をレポートする、報告するものであるというのは間違いのないと思います。でも、それに加えて国民に役立つ情報があるべきだと思いますし、そのときに、どういうふうにどういう方に使っていただきたいという思いを持ってらっしゃるか、その対象ターゲット、想定ターゲットを是非教えていただきたいと思います。

現段階で私が想定するのが、とにかく現場の方から勉強をなさっている方まで幅広く、

とにかく置いてきぼりになる方がないように、いろんな方に向けて、様々なチャンスやヒントをお届けするものであってほしいなという希望がございます。

そうしたときに、先ほどから皆さんから御指摘があったように、前回のいろんな委員からの発言、御意見を生かして、ちゃんとマーケットインの取組の重要性というのを今回、入れていただきましたが、ここから更に、実は定義も入れていただきたいのです。マーケットインという言葉が出てきた時点で、アレルギー反応を起こされる現場の方は必ずいらっしゃるんです。よく分からない言葉が出てきた、新しい取組か、それならば私たちには関係がないと。

実際、前回の視察に伺いました海光物産ではすばらしい取組をなさっていて感心したんですが、私は最後にこっそりと伺いました。「すばらしい取組をなさっていますが、現場の方々はどうな反応をなさっているんですか」と伺いましたら、「ああ、実は全く理解されていません。それどころか、嫌がらせを受けています。網を海に捨てられたり、かなりひどい目に遭っているんです。ということは、私がやっているこの取組は、もっともっと先まで行って、皆さんがもう納得するまで突き進むしかないんです」というふうに、つらい思いを吐露してくださいました。

つまり、新しい取組や新しい言葉というのはアレルギー反応を起こしやすいんです。特に、国民の一番身近なところにあるべき白書というのは、もっともっと寄り添う言葉を使ったり寄り添う表現をしてこそ、アレルギー反応を減らし、皆様がこの白書を使っているいろんなヒントを見つけよう、いろんな商売につなげようと思っていただけると思うんですね。なので、ちょっとその辺りを工夫していただきたいんです。

その一つとしては、この重要性というものの前に一段階、「マーケットインとは」、「プロダクトアウトとは」というのを必ず別コラムで、大きく入れていただきたいんです。それがあって、初めてマーケットインのストーリーが展開されるべきだと思うんです。

もし、私がこれを記事として作らせていただくとしましたら、通常プロダクトアウトというのは、例えば提供する側が作りたいものを消費者に提供する、これがプロダクトアウト。でも、マーケットインというのは、消費者が欲しいものを作って提供するという考え方というふうに、分かりやすく定義づけを並べて載せます。一文ズラズラと説明を書くのではなく、必ず簡潔な箇条書にして、アイキャッチにします。それがあると、わかりやすいのではないかと。

もちろん、先ほど窪川委員からありましたように、プロダクトアウトの取組もありますので、今回はマーケットインに重点を置いて、そこからストーリーが展開しますというふうに説明があってスタートをすれば、読み手は先を読み進めたいという気持ちになると思うんです。マーケットインという考えさえ分かれば。その前提を、まずちょっとここで作っていただきたいなと思います。

それから、1つお願いとしては、小さいサブタイトルがたくさんありますけれども、それをもう少し寄り添う形で、分かりやすく書いていただきたいと思うんです。例えば8ページ、先ほどからお話の出ている「マーケットイン輸出への転換」、これはすごく簡潔に書かれているように聞こえますが、実際に何を言っているんだか伝わらない方は非常に多いと思うんです、正直申し上げて。それでしたら「海外需要に対応した取組」でいいんです。

一つ一つ、横文字が出てくるたびにアレルギー反応を起こす方も多いでしょう。SDGsと出てきたら、もうそれでお手上げと思われる方も多いでしょう。そういう置いてきぼり感をなくすためにも、一つ一つ配慮して、例えばSDGsという言葉を入れるなら、必ずその意味を丁寧に分かりやすく入れておいていただきたいというのが、これから作成を進めていく上でのお願いでございます。

すみません、長くなりました。

○山下部会長 結城委員、ありがとうございました。

それでは、田辺委員、お願いいたします。今マイクが走っていきますので、ちょっと待っていてください。

○田辺委員 主婦連合会の田辺です。よろしくお願いいたします。

まず、課長からの御説明で、第1節で重要というふうに定義づけていただきました食の安全と持続可能な漁業ということでしたけれども、まず食の安全ということでは、4ページ、6ページ、また8ページにも記述がございます。HACCPの導入、これにつきましては、事業者にとりましてはリスク回避、そして消費者にとりましては、第一のニーズというのは食べ物が安全であること、これはもう第一義的にあると思いますので、このHACCPの導入をより促進していただきたいなと思っております。

あと、エコラベルの活用と取得ということについても、かなりの記述はございますけれども、現時点で私も小売店等で棚を見るときに、やはりそういったラベルを見たいなと思うんですけれども、実際に目にするのはイオンさんで、どうもイオンさんがやって

いらっしゃるのは、企業モラルとして実施されているのかなと。

なかなか認証を取ることがビジネスチャンス、収益拡大につながっていないというところで、なかなか取得に踏み切れていない事業者が多いのかなというところで、MSC認証が審査及び更新に数百万掛かるというふうに伺っております。こういった面でも、もう少しコストがダウンできれば、事業者の中でも認証を取得しようかなということを考える事業所もいるのかなと思います。

それから8ページなんですけれども、同じく、ここに「行政による支援」というのがございまして、その中に「水産エコラベルの認証取得の支援を行う」というふうにございましたけれども、水産庁さんが5月1日から15日の2週間ほどの短期間ですけれども、高付加価値商品認証取得事業というのを実施されていますね。その成果というものを伺いしたいと思っております。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、フロアの方からほかには、山本委員、そして中川委員、佐々木委員、そして中村委員という順番でお願いいたします。

○山本委員 フーディソンの山本です。よろしくお願いします。

7ページ目のマーケットインの取組の推進の2つ目の丸、生産者・加工業者・流通業者等の連携によるニーズに応じた供給の促進という点なんですけど、これは今、実際、私は流通に関わらせていただいて感じることでいいますと、まずマーケットインのマーケットとはどこなのかというものによって、連携すべき対象というのは変わってくるんだろうなというふうに思っております、実際お客様にとって、例えば鮮度がいい状態で提供しなきゃいけないと。鮮度がいいものが食べたいというニーズに対してタイムリーに供給しようとなった場合に、その連携をしていける対象というのを選定していくわけなんですけれども、実質その連携をしていくというよりは、実際我々のオペレーションの中に置いていくということが現実として起きているなと思っております、例えばいいものを届けたいというマーケットニーズに対して、中間でいうと高く売ればいいというニーズに対して商売をしてしまうということはあるかなと思っております、商売のゴールが一致しないということをどう連携させるかというのは、すごく難しい課題なんだろうなというふうに思っています。

なので、それを実現させようとする、各バリューチェーンの機能を自社化して、と

にかく鮮度がいい状態でだけ出せるように、産地で締めて、そして氷で締めておいて、そして流通させようということが起きているのかなと思っているので、連携をさせるといふところに関しては、いかに商売のゴールを一致させるかというのがすごく重要だなと思いました。

事例でいうと、農業の流通でいうと、農業総合研究所さんとかがやられているのは正にそこだなと思っていて、最後の売れた金額に対しての分配率を決めておいて、いい状態で売れた、高い状態で売れたとなったら、何%が中間業者さんに払われるとか、生産者さんに何%払われるとかというふうになっているので、それは一つのゴールを一致させるための取組の事例としては、すごく意味があるんだなというふうに思いました。というコメントだけです。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、次から中川委員、佐々木委員、中村委員なんですが、今、時間がもう既に1時間経過してしまっていて、全体として、もうちょっとやることがあるので、恐れ入りますが、短めですお願いできますでしょうか。お願いいたします。

○中川委員 釣りアンバサダー、漁業ライターをしております中川です。よろしくお願いいたします。

私から1点なんですけれども、今回マーケットインというところで、ニーズの把握と、あとはそれに応える施策というのを物すごく充実して書かれていると思うんですが、何か忘れがちになってしまう各社とか各漁業者様、地域の強みをきちんと掘り起こして、それをいかすというのを改めて書いていただきたいなと思いました。

理由としては、私が前職でIT企業ですとか代理店などで、地域活性のお仕事のお手伝いなどをさせていただいていたんですが、地域創生、地域活性でもマーケットインがすごく叫ばれている中でありがちになってしまうのが、先進事例に対してみんなが横展開して、とにかくコピペを繰り返すというのが繰り返されてしまっていて、各地域のよさとか強みがなくなっていくというのを物すごく見ました。

今回こちらでいろいろな事例も取り上げられる中で、それをすばらしくてヒントになるという方もいらっしゃるれば、これはこのままやればいいんだと思っちゃうと、すごくもったいないなと思ったので、改めてこちらに加えて、ただ地域がちゃんと強みを把握して、それをうまくいかすことが大事なんだよというのを、始めの方にちょっと追記していただくとよいのかなと思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 成長産業化に向けた取組を、今回マーケットインを中心に議論するというのは大変いいことだと思っておりますけれども、実際、現場には課題が幾つかあるということも明記していただけたら有り難いと考えております。

例えば漁業者のECの取組は、非常に所得向上に効果があるとは思ってはいるのですが、私も幾つか漁家さんに調査させてもらおうと、サイトの手数料が15パーセントというところもありますし、小規模な生産者の出店についてハードルを上げるようなサイト側の設定等もございますので、そういったような課題、現状の課題があるということも触れていただければと考えております。

もう一点、成長産業化に不可欠な労働力の安定的な確保につきましても言及していただければと思っております。今回のコロナの問題で大変な状況となっている水産加工業などは、漁業センサスでは今1万7,500人くらいの外国人に依存しています。千葉や茨城なんかですと、全従業員の3割以上が外国人に置き換えられています。ですので成長産業化に向けた中でも、足元のそういう不安定性というものがあるということについても言及していただければ、それは一つの課題として認識できるのかな、多くの国民が認識できるのかなというふうに思った次第です。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、中村委員、お願いします。

○中村特別委員 全国漁青連の中村です。

ちょっとコメントだけになるかもしれませんが、よろしくお願いします。

見させていただきまして、やはり安心・安全というのは、もう当たり前になっているのかなと。先日の現地視察でも出ていましたが、安心で安全な食べ物以外が売っているということは、正直あり得ないのかなというふうに思いますので、その中で水産エコラベルの取得を目指していくということですが、我々漁業者からすると、エコラベルを取得してメリットがなければ別取る必要もないなとなってしまうので、その辺でエコラベルの取得をした業者に対して、何かしらのメリットが出るのかどうかみたいなどころまで考えていただけるとうれしいなというふうに思います。

それと、マーケットインということですが、私も今年コロナ禍で自分で消費者への販売というところを一生懸命頑張りました。今まで未利用魚を何とかして売りたいというプロダクトアウト、正にそれでしたが、正直なところ、マーケットイン、消費者が求めるものを提供することによって売上げは激増しました。これは間違いのない事実かなと思いますが、そうすると、マーケットインで角上魚類さんにて現地視察させてもらったときに、帰りしなに「なぜ、のどぐろがないんですか」ということも聞いたんですけども、売れるものしか置かないという話になりますと、全国津々浦々たくさんの魚がある、上がってくる日本で、売れる魚しか上がってこなくなるというのは、ちょっと悲しい漁業かなというふうに思いますので、その辺うまいこと、何かかじ取りしていただけたらうれしいかなというふうに思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにも御意見はあるかもしれませんが、ウェブ会議システムで御参加の委員の方がお待ちかと思うんです。それで、この場でウェブ会議の委員の方々、何か御意見がございましたら、ウェブ会議システムの挙手ボタンというアイコンをクリックしてください。クリックしていらっしゃる方は、いらっしゃいますか。

では、今、後藤委員と関委員から手が挙がっているということですので、先に後藤委員、ミュートを解除して御発言をお願いいたします。

○後藤特別委員 愛媛大学の後藤です。音は聞こえていますでしょうか。

コメントになってしまうかもしれませんが、例えば5ページ目の品質の確保に関する取組について、プロダクトアウトとマーケットインの線引きは、難しいかと感じます。というのは、プロダクトアウトの時点で、漁業者の方は、高鮮度化などよいものを出すために、各自様々な取組みを行なっていると思います。

マーケットインの視点で見ると、高鮮度化などのニーズに対して取り組んでいることを伝えるような形で表現できていない、つまり取組が見えるような形、品質を保証するような見せ方ができていないというようなところが実際にはあるのかと感じます。ですので、事例を紹介するときに、そういった取組を既に始めておられるところとかがあれば、御紹介いただけるといいのかなと感じました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、次に関委員、お願いします。ミュートを解除して御発言ください。

○関特別委員 よろしいでしょうか。

会場の声が100%聞こえていないので、ちょっと変な反応になります。すみません。

4 ページのところですけれども、1 つは水産エコラベルについて、内外で活用が広がっているというのは確かにそうかもしれませんが、日本の一般の消費者の認知度はまだすごく低いと思うんですね。ですからそういう動きがありつつ認知は低いんだよという現状も書いておくと、一般の人が読んだときに啓発的なことにもつながるのかなと思いました。

それからもう一つ、コロナの影響なんですけれども、これはタイムリーなトピックスで必要だなと思いますが、消費行動が今時点は急激に変化しているとしても、現在のコロナの状況が今後また変わっていった後にどうなっていくのかという見極めは、なかなか難しいことだと思います。

今回のコロナ禍の中で、水産物の消費に関してどのようなことが起こったかということをもまずはきちんと整理しておくということは必要なことなのではないかなと感じました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、吉川委員、ミュートを解除して発言をお願いします。

○吉川委員 吉川です。聞こえますか。

○山下部会長 まあまあ聞こえます。

○吉川委員 すみません。聞こえますか。

6 ページ目の潜在的なニーズを発掘する取組のところで、インターネットでの調理も紹介する取組という事例があるんですけれども、今年はコロナのこととかで、インターネットで一くくりにしてあるんですけれども、特に動画での配信だったり相互のやり取りでの対面販売なんかというのは、すごく印象に残って、インターネットというふうになっているんですけれども、インターネットの動画配信に注目していただけるといいなと思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ウェブ会議は手を上げていただいたのは以上ですか。分かりました。

今、第2節、ページでいうと5ページ、6ページの話が少し、ウェブ会議の委員の方から出ましたけれども、ここはいろいろ事例と書いてありまして、私が事前打合せで聞いているところによると、この事例に当てはまる腹案はあるけれども、今のところ相手さんから了解を得ていないので、まだ書けないんだということです。

それ以外にも、委員の方々から、これはこういう事例に当てはまるんじゃないかというような提案があったら、是非提案してほしいということも事前打合せで伺っております。たくさんお持ちの方はいらっしゃると思うんですね。私は、先ほど中村委員が、自分ところで売ったら大売れしたみたいな言い方をされていたので、中村委員の事例も入れてもいいんじゃないかと思うくらいなんです。

内容的なとか、委員のものを入れるのはいかがかとか、いろいろあるかもしれませんが、そういう意味で、情報提供をこの5ページ、6ページについては是非お願いしたいと思います。これは事務局の方にお知らせいただければと思います。

この特集のところは読んでいて楽しいですし、いいこともたくさんあるんですけども、後でまた時間ができたら戻るということにして、先に進ませていただいてよろしいでしょうか。

ここまでの御意見について、事務局からまず回答なんですけど、一つ一つ回答していただいていると時間が足りなくなるので、何か工夫をしてお願いいたします。

○企画課長 多くの委員の方から、マーケットインの特集のところを中心に御意見を頂きました。

冒頭申し上げましたように、本日頂いた委員の皆様の御指摘を踏まえた上で、これから具体的な原案の作成作業に入りたいと思います。言葉遣いの丁寧さであるとか分かりやすさに関する工夫であるとか、先般の審議会でも同じような御指摘を受けているというのは十分認識しておりますので、そちらについては我々としても工夫を重ねていきたいというふうに思っております。

その上で、幾つかこの場でお答えした方が良いものもあると思いますので、1つ野田委員からありました「生産性」という言葉遣いのお話があったと思います。事例の中にも出たように、マーケットインの取組をする中でも、省力化であるとか、そういうものも一つのマーケットインの取組を構成する一部だろうという意味合いも込めて、生産性という言葉を使っている部分もありますけれども、お話があったように、価値の向上ということも当然のことながら今回の狙いの一つだと思っておりますし、水産政策全体の中でも

意味あることだと思いますので、これから原案の作成をするに当たっては、言葉遣いについては先ほど申し上げた丁寧さを追求するという中で考えていきたいと思っています。

また、橋本委員から、ポツというか記述の書き順を含めて、政府のスタンスはどうかというお話がございました。先生からも今お話があったように、ここに書いてあることは当たり前のことだというお話がありましたけれども、政府と事業者の皆さんとの関係というのは、事業者の努力をどう我々が応援するかという、その基本スタンスはあるんだと思います。

ただ、その中で、今回水産政策改革を進める中で、マーケットインというものをどうやって徹底していくのか、みんなにやっていただくのか、また、それを消費者を含めて理解していただくということの重要性を我々もよく分かっておりますので、記述の仕方、順番というものはありますけれども、全体を通してそのメッセージがぼけないように考えていきたいと思っています。

また、大森委員から、誤解を生むような表現はということ先ほど申し上げたところで整理をしていきたいと思っていますけれども、特に輸出の部分に関して、政府の今の段階での覚悟というようなお話だったと思います。

先般、農林水産物の輸出についての司令塔は農林水産省がというふうになっております。実行の戦略も取りまとめたところがございます。これに関しては、政府一体となって進めていくということが、もう明確に示されているというふうに思います。

ここで別に国が後ろに引くとかそういうことではなくて、知的財産の話であるとか規制緩和の話であるとか市場を開ける話であるとか、多々政府としてやるべきことが当然あると思いますので、政府も別に後ろに引くという意味ではなくて、それに取り組む事業者の皆さんと一体となって、それは進めていきたいと、進めていくべきものだというふうに思います。

また、今回の白書について、誰に対してのメッセージなのかという話が結城委員を始めあったと思います。この特集の部分だけを捉えるのではなくて、後ろの動向編まで全て視野に入れて考えれば、これは我々水産庁が行った取組を単純に国会に報告するものだと我々も思っておりません。これを通じて、当然漁業者の皆様もそうですけれども、流通加工にかかわられる方であるとか、消費者の方で、でき得れば前回の審議会でもお話があったように、お子様の皆様にも今の水産の世界がどんな動きになっているのかというものが、できるだけ分かりやすく伝わってほしいという願いを込めて作るものだ

思いますので、先ほども申しあげましたように、いろんなコラムを設けたりだとか、そういうことを通じて、我々が伝わってほしいものがしっかり伝わるような工夫というのは、これから原案を作成する段階において、我々としてもさせていただきたいと思っています。

田辺委員の方から、エコラベルの事業の取組の成果ということをお伺いしたいという話がありました。すみません、今手元に具体的な結果がないものですから、後ほどお知らせをさせていただければと思います。

いずれにしても、今回、委員の皆様から頂いた御指摘を踏まえて、これから原案の作成に掛かります。その上で、また皆様と御相談をさせていただければと思っています。

○山下部会長 ありがとうございます。

私は知っているのですが、委員の皆様の御意見ですけれども、事務局の方では、エクセルの表にして、そしてその対応表というのを作って丁寧に、そしてそれを、これは取り入れる、これはこういう理由で取り入れないみたいなことを、作業して残していらっしゃるんですね。

だから、今、押切課長には手短にお話しただけないかと私がお願いしてしまいましたけれども、他の委員の先生方の御意見というの、後で一覧表になって対応表ができるということでございますので、御安心くださいませ。

それでは、ありがとうございます。

次の一般動向編の骨子案、資料2でいきますと9ページ目以降ですけれども、それについて何か、まずは会場から御意見いかがでしょうか。

9ページ、10ページ、11、12、13までありますけれども、どうでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員 9ページの下から5行目、海洋におけるプラスチックごみの問題のところなんですけれども、意図せず流出してしまうという漁具の大半がプラスチック素材だと思えます。

それで、今現在、生分解性プラスチックということで、企業のクラレさんが新素材の開発に成功したとかしないとかというようなことを聞いておりますので、是非ここに具体事例として、そういった取組について御報告を入れていただきたいと思えます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、中川委員、お願いします。それから窪川委員、お願いします。

○中川委員 10ページ目なんですけれども、10ページ目の真ん中辺りの水産業の就業者をめぐる動向というところの「女性の地位向上と活躍」というところが、実はこの「地位向上」という言葉が、ちょっと何か違和感がすごくありまして、私は水産庁の中の水産女子というグループにも入っているもので、「女性の地位向上って何か違和感あるか」とみんなにグループで聞いてみたら「超違和感ある」とみんなが言いまして、確かに地位は向上していないし、そもそも地位なんてないわぐらいの地域が多いぐらいに、ひどい状況は確かにあるというふうにみんなも言っているんですけれども、その中でもやっぱりこの言い方はちょっと違和感がすごくあるので、例えば「女性の活躍推進」とかちょっと表現を変えていただけると、女性が読んでいても「うっ」とこないし、ほかの方たちも「そうだよな、女性は地位、低いもんな」みたいに見られない感じがするので、ちょっと御検討いただけたらうれしいです。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、窪川委員、お願いします。

○窪川特別委員 多分、12ページの第5章になりますが、文科省の小学校の教科書について申し上げたいと思います。令和2年度より全国の小学校で新しい学習指導要領の教科書を使うことになりました。5年生の社会に水産業が出てきますが、地域の産業という項目で出てきます。東京書籍では長崎県なのですが、海面漁業、養殖業、水産加工業等の水産業が全て取り上げられています。その現状、問題点、課題、それから今回、漁業者募集中のポスターが載っています。これらを学習してから、課題研究として水産業についてまとめ、レポートを出すというところまで子ども達は水産業を考えることになります。

なので、漁村の活性化について、子ども達に対して教科書はメッセージを送っています。それは、水産業の現状であり、将来に対してのメッセージです。この教科書は10年間使われる予定です。そこで、白書に、現行の学習指導要領に基づき、小学校社会の教科書で、漁村の活性化、水産業の現状と将来への課題、消費者が安全安心に水産物を食せることなど扱われていることを加えてはどうかと思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょう。中村委員、お願いします。

○中村特別委員 漁青連の中村です。

資源管理等と書かれていますので、少し発言させていただきたいなと思いました。

漁業法改正だったり、この後しゃべられると思いますが、特定水産動植物の国内流通の適正化に伴いまして、漁業者へのいろいろな帳面の負担が掛かってくるのかなというふうに思います。

今でも漁獲報告というのは我々の義務なわけですけれども、できればこれからどんどん我々の精いっぱい日々作業している中で、これ以上、伝票がいろいろ増えてくると、皆さん大変になってきますので、確実性といいますか、電子化だったり、一つのデータをいろいろなところに複合的に使えるようなシステムにさせていただくなど、漁業者の負担軽減を考えていただけるとうれしかなというふうに思います。

どうぞよろしくお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

それは正にIT化ですよね、水産庁はスマート漁業を標榜していらっしゃるので、やっていただきたいと思います。

内田委員、お願いします。

○内田委員 全国内水面漁連の内田と申します。

12ページ目の安全で活力あると漁村づくりというところなんです、内水面についての記載も是非お願いしたいと思います。

内水面では、漁業地域という名前と呼んでいますが、昨今、特に豪雨災害があります。内水面の漁業地域では旅館など、地元の関係者と連携した多面的機能を発揮しております。是非とも内水面についても、自然災害に対する安全性の確保を含めて記載していただければ有り難いなど。

それから、13ページ目ですが、ここでも下の方の福島第一原子力発電所事故の影響の部分では、例えば、栃木県などでも放射性セシウムがまだ高濃度で、出荷制限の加わっている水域もありますので、忘れないでいただきたいということで、内水面についてもきっちり書いていただければと思います。よろしくお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 第3章の水産業をめぐる国際情勢の部分につきましてです。

ちょっとこれは難しい問題なので、発言するかどうか迷ったのですけれども、二国間等の漁業関係で、ロシア、韓国、中国、台湾、太平洋島嶼国とありますけれども、その中で中国との関係も、それ以外の国と並列的に位置づけられているのですけれども、この間、中国公船が日本の領海ですとか、排他的経済水域に常駐するような形で活発な動きを見せており大変困った状況となっております。そして沖縄や鹿児島、熊本などの漁業者の漁場利用がかなり制限されているという現実があります。

そうした中で、さらに漁船を含む外国漁船に対する武器使用を可能とする中国海警法の草案が示されて、恐らく可決されるんじゃないかというような中国の状況がありまして、日本の漁業者にとって北緯27度以南水域での問題の拡大というものがこの1年非常に速いペースで動いております。今後そのペースは速まるんじゃないかなというふうに予想される中で、この二国間等の漁業関係の中で、中国が他の国と並列的に位置づけられるというのは、難しい問題ではもちろんあるのですけれども、水産庁のメッセージとして、それほど中国の動きについては問題視していないとか、余り意識していないんだよというような誤ったメッセージを中国側に出すことになりかねないとは思ってしまいます。

ですので、難しい問題であることは理解しているのですけれども、現場も非常に困っている、困っていますので、そういった声をどう考えるのか、ちょっと御検討いただければなというふうに思っている次第です。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。若狭委員、お願いします。

○若狭特別委員 漁業者の立場で一言。これは定番のお願いなので、余りしゃべると不勉強をさらけ出すようで嫌なんですけれども。

水産白書ということで、いろいろ御意見が出たのでそのとおりでと思うんですけれども、漁業者としての立場で、沿岸、沖合、遠洋とあります。それで、つい何年か前からですか、国民に魚を供給すると、これは一つの使命ですよね。そのほかに、人口減少もあるからということで、成長産業化ということで輸出の促進と、ついこれは何年か前ですよね、3,500億あげるだとか5兆円の一部をあげるだとかという話が出てきているのは、国の政策として。

それで、マーケットインの話も非常に興味深く聞いたんですけれども、とにかく売るものがないと商売はできないわけです。だから、やはり当たり前のことなんですけれども、人と、あと船、ここをしっかりと確保して、次世代に漁業の技術を継続するという努力を、これは当たり前の話なんですけれども、しっかりと伝えていただきたいと。

ちなみに、人の問題は日本人の漁業就労者人口の推移を見れば一目瞭然で、足りない分はいろんな形の外国人実習生とか、いろんな取組を行政としてやっていただいているのはよく分かっています。それをドライブを掛けて続けていただきたいと。

あと行政の方なんですけれども、皆さん御存じの方は多いと思うんですけれども、これは水産庁の話じゃないんですが、日本で漁船、それは大、中、小あるんですけれども、漁船を造れるドックというのがどんどん減っています。新造船ができない、修理もできない、人手不足だ何だと。だから、漁業は続けていかなきゃいけないんですけれども、ベースにあるそういう基盤が非常に劣化していて脆弱化していると、これは大きな問題だと思います。

だから、この辺のところを、多分、農林水産省、水産庁だけじゃなくて国交省だとかほかの経産省だとか、ちょっと省庁縦断的なものでないと解決できない部分もあると思いますが、今総理の方も規制緩和というような感じでいろんなことをおっしゃっているので、この辺のところをしっかりとリマークして、必要なことをより一層強力にサポートしていただければと思います。

あと、先ほど佐々木先生の方からちょっと出ましたが、難しい問題だと思うのでいきさつがあると思うんですけれども、日本の漁船が日本の海で操業していても外国船に追い出されるだとか、これは本末転倒の話で何とかしていただきたいと思います。自分の海でほかの外国に気兼ねして、そんな漁業なんかできませんよね。ものすごい難しい問題だと思いますけれども、ここはやっぱりそういった認識で取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 9ページなんですけれども、今、若狭委員が言われるとおり、大和堆の問題があるわけです。今年の9月に水産庁から日本漁船に対して自粛しなさいということで退去要請が出て、その後1か月ぐらいして、政治的な動きもあり、水産庁、それから

海上保安庁が動いて排除し日本船が入れるようになった、日本の200海里の中だと言われながら、日本の漁船が自粛をなささいというような、本末転倒のような対応が起きたということです。

この取締りの9ページにもありますけれども、さらっと外国漁船の監視・取締りというような形でやられると問題です。水産庁がやったこと、これを水産庁の今後やることを明確に出すのが白書だと思っておりますので、この辺は過去の事例を踏まえて、きちんと記載をしていただきたいというように思っております。

それから、資源的な話しますと、サンマ、イカを含めて、公海から日本の200海里に入ってくる魚種について、どこにも記載がない。これらの資源調査を、どのように今後していくのか、どこかに記載をしておいた方がよろしいのではないかとこのように思っております。

資源が、海水の温度の問題もあると一部では言われますけれども、様々な要因の中で、日本の200海里の中に入ってこないという問題から、公海の方に足を伸ばして調査をするということが必要になってくると思います。

それが今の時点では、そこまでいっていない、明確な詳細にわたるような調査を、今後、日本は国としてやらざるを得ない状況になってきているということもあります。その辺をどこかに記載をしていただければというように思っております。

それから、先ほどの特集のマーケットインの方に若干触れるのかもしれませんが、生産性の向上と、かなり記載があります。正にそのとおりだと思いますけれども、実は生産性を上げるためには、先ほど若狭委員も言いましたけれども、資源があつて船があつて人がいる。ところが、もう今は労働者である漁船員が極端に減って、技能実習生、マルシップであれ、外国漁船員を労働力の一部のような形で入れながら対応しております。彼らも高年齢になって、年齢がかなり上がってきております。使う方も、若い未経験者よりもベテランを使いたいと思っております。オール日本人乗船時と同じ歴史の失敗を繰り返している。これが現状です。

34～5から40代の外国人は、かなり入ってきています。そうすると、次の時代はどうするんだということです。また同じことの繰り返しなんですね。今は、漁船漁業の場合は、インドネシアの船員が恐らく90%ぐらい占めている。インドネシアも、いつまでも今のような状態で来てくれるという保証はどこにもないわけですから、そういう意味では、そろそろ将来的に機械化を進めるのか、それとも日本人を育成していくのか、そ

うということも検討するということを書きのどこかにもうそろそろ入れていかないと、恐らく日本漁業というのは成り立たない。

沿岸の皆さんも苦労しながら、いろいろな販売の仕方をしてはいますが、小規模漁業と大規模漁業では全く違って、一般消費者は小規模漁業から買う魚もありますけれども、大多数の人は大規模漁業で生産したものをかうんですね。サンマであれ、タラであれ、スケソウダラであれ、それは加工業者もそうです。沿岸の皆さんが獲った魚というのは、1匹1匹を大切にしながら料理をする業界の皆さんが、かうなり料理をして消費者に提供しており、用途が大分違うんじゃないのかなと私は思っております。沿岸も大切ですし、沖合、遠洋も大切です。バランスよく漁業というのを営んでいかないと、日本の漁業というのは立ちゆきにならないような状態になってくるのではないかなと、そんな感じがしています。

ですから、白書も、そういうふうな書き出し方をどこかにしていただければ有り難いというように思います。

私の方からは以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、結城委員、短くお願いできますか。

ウェブ会議の方、もし御意見があったら今の中に挙手の方をお願いいたします。

○結城特別委員 すみません、手短に。

13ページなんですけど、「東日本大震災から10年」と強調していただいて、ありがとうございます。大切な教訓となる資料の部分ですので、御提案としては、ミニ年表のような形で見える化をしていただけるといいかなと思っています。1年目、2年目、3年目と、大きな状況、漁港の状況、市場というふうに分けて、1年目はどうなっていった、2年目はどうなっていったというのを見える化していただくと、今後の資料として役立ちやすいのではないかなと思っていますので、御提案させていただきます。

ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

野田委員、ちょっとだけ手を挙げられたので、お願いします。

○野田特別委員 13ページの東日本大震災の影響を受けた人間として、青森県の八戸から私は来ているんですけども、青森県知事がこの被災の後、1か月もしないうちに「青森県は被災県ではない」という宣言をなさいました。要は、岩手、宮城、福島が大変だ

からそちらに予算を回すためと、政治家としては大変な英断だったと思うんですけども、そのときに県庁の役人が「青森県でやられたのは三沢と八戸だけだ」という発言もなさいまして、せめて東日本大震災で影響を受けた北海道、青森、茨城、千葉、こちらの方についても、少しでも書いていただければ、青森県庁の役人みたいなことにはならないんじゃないかなと思っていますので、よろしくお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ウェブ会議システムで参加の委員さん。

では、関委員、お願いします。ミュートを解除してください。

○関特別委員 ありがとうございます。東海大の関です。

9ページになると思うんですけども、各地域ですっと行われてきた長い歴史的な背景を持った資源管理の取組のようなことは、どこかに入っているのでしょうか。入っていないとしたら、是非そういうものにも少し触れてほしいなというふうに思いまして、発言いたしました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかの方は挙手がありませんか。ウェブ会議の方。

それでは、ここまでの委員からの御意見について、また手短かに回答をお願いいたします。

○企画課長 記載の仕方でありませうとか、新たな生分解プラスチックの記事を追加したらとかいう話とか、様々委員の皆様から御指摘があったと思います。

繰り返しになってしまっていて恐縮ですけども、これからまさに原案の作成に我々取りかかりますので、本日頂戴をした意見も踏まえながら考えていきたいと思っています。

その中でも、佐々木先生なりから、難しいことなのかもというお話もありながら御指摘を頂きましたけれども、中国の関係であるとか、そういうものが起きていることは我々も重々分かりながらということですので、白書の中でどう扱うかというのはよく考えさせていただきたいと思います。

○資源管理部長 資源管理部長でございます。

大和堆の件につきましては、皆様方の御発言は、これまでも関係の漁業者の方から非常に困ったという話をじかにお受けしております。しっかり我々の方も関係省庁と連携をして、二度と皆様方からお叱りを受けないように、しっかり頑張って連携して対応し

たいと思っております。

そういった意味で、どういう記述になるのかというのは、こちらの方にお任せを頂ければいいと思いますし、あとN P F Cのことを高橋委員は言われたと思うんですけども、従来からN P F Cにつきましても、国際的な資源管理の中の地域漁業管理機関の辺りのところで中身的には記述をさせていただいております、調査に関しましては、かなり具体的な話になるので、関係国と連携してやっているものもございまして、日本としてやっているものもございまして。

詳しくなり過ぎて、白書の中で書き切るかどうかというのはちょっとありますので、その点は御容赦いただいて、分量的に書ける範囲で書かせていただくということで対応したいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、時間の関係がありますので、この辺で本件の質疑を終わらせていただきます。

まだ御発言になりたい方はいらっしゃると思うので、私の提案なんですけれども、年内くらいで何かまだ言い足りないことがございましたら、事務局までメールで言ってください。これはウェブ会議システム御参加の委員の方も、そのようにお願いいたします。

事務局におかれましては、その意見等を踏まえて白書の作成を進めてください。

次に、特定水産動植物の国内流通の適正化等に関する法律について、事務局から報告をお願いいたします。

○調査官 事務局であります加工流通課、永濱から御説明申し上げます。

資料3-1を御覧ください。特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案の概要と書いてある資料でございます。よろしいでしょうか。

資料3-1、まず背景から説明申し上げます。

1つ目の丸でございます。国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれの大きい魚種につきましても、違法漁獲物の流通が水産資源の持続的な利用に悪影響を及ぼしたり、適正な漁業者等の経営を圧迫しているおそれがあるというふうなところがございまして。これらに対応するために、輸出品も含めまして違法捕獲物の流通を防止し、国内流通を適正化する措置を講ずる必要が生じてきているというところが1点でございます。

2つ目の丸でございます。国際的にI U U（違法・無報告・無規制）漁業のことを申し上げますが、そういったおそれの大きい魚種につきましても、国際社会におきましてI U U

漁業撲滅の実行が求められております。既に欧米では対策を講じられておりまして、それらに次ぐ水産物輸入大国である日本といたしましても、海外の違法漁獲物の流入を阻止する措置を講ずる必要がございます。それが2点目でございます。

これらを踏まえまして、国内で採捕される特定の生産動植物について、違法漁獲物の混入を防ぎ、万が一混入が確認された際には取引記録等を追跡調査し、流通適正化を図るということと、あと輸入される特定の水産動植物につきまして、適法性を証明する仕組みとすることでIUU漁業由来の漁獲物の我が国への流入を防ぐと、そういった措置を取るというのが背景でございます。

具体的な法律の概要、その下を説明申し上げます。

1つ目、国内における違法漁獲物の流通防止のための規制でございます。

(1) 漁業者等の届出というところです。特定第一種水産動植物という概念がございます。これは国内におきまして違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種ということで、別途保護指定いたしますけれども、その採捕の事業を行う者またはその者が所属する団体ということで、主に漁業者、漁協を想定しておるわけなんですけれども、そういった方々がそれらの水産動植物の譲渡しの事業を行うとする場合は届出をさせていただきまして、行政機関の方から届出のときに番号を漁業者の方々、漁協にお渡しします。売買のときに漁協の方々、漁業者の方々、その届け番号を含む漁獲番号というものを作っていただいて、それを売買のときに相手方に渡していただくという形が1点目でございます。

2点目、(2) 情報の伝達でございます。届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等々、売買で取り扱われる方々でございますが、そういった方々は名称ですとか、漁獲番号ですとか、そういった一連の情報を事業者間で伝達をお願いするということろでございます。

(3) ですが、取引記録の作成・保存ということで、そういった場合は取り扱われる事業者の方々、特定第一種水産動植物の譲受け、譲渡し、要は売買をしたときには、名称ですとか重量ですとか年月日、相手方の氏名、漁獲番号の必要な事項に関しまして取引記録を作成・保存をお願いするということろでございます。

最後、(4) 輸出の規制でございますが、取り扱う事業者の方々、水産動植物を適法に採捕されたことを示す国が発行する証明書がないと輸出ができないというところがございます。

これが1つ目の国内における違法漁獲物の流通防止のための規制でございます。

2つ目が輸入の規制でございます。

こちらの方は特定第二種水産動植物ということで、国際的にIUU漁業のおそれの大きい魚種につきまして、適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関発行の証明書がないと輸入ができないというふうな規定としております。

こちらに関しまして、12月4日に国会で成立をいたしまして、施行期日は公布の日から起算して2年以内というふうにされておりますので、令和4年12月までに施行するというので、今現在、施行に向けた検討作業を今後進めていくというところでございます。審議会の方の委員の皆様におかれましては、今後、魚種の指定とかに関しまして諮問することがございますので、その際はよろしくお願いいたします。

簡単で申し訳ございませんが、私の方からの説明は以上とさせていただきます、御不明な点は何なりとお尋ねいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から報告のありましたこの法律について、何か会場の方から質問等ございませんでしょうか。

私から1つ伺いたいんですが、特定第一種とか特定第二種という、この言葉はこの法律で初めて出てくるんですか。それとも今までもあった言葉なんですか。

○調査官 この法律の規定でございますので、初めて、ほかの法律は特にございません。

○山下部会長 具体的には、例の高級な貝類のことですよね。違うんですか。

○調査官 具体的に想定されているというものでいきますと、アワビですとかナマコですとか、特に東北とか北海道とか、組織的な密漁とかが行われているもの、シラスウナギもそうなんですけれども、そういったものは想定されている魚種というふうにはなってきます。それが特定第一種の方でございます。

特定第二種の方で想定されているものは、イカとかサンマとか、そういったものがIUU漁業として行われているであろうということでございますので、そういったものを想定しております。具体的には、今後、魚種の基準とかを作りまして、先ほども申し上げましたが審議会の諮問、答申の手続が必要ですので、今後より具体的に詰めていくということとしております。

○山下部会長 そのときに、この企画部会を通すんですか。

○調査官 正直に申し上げますと、企画部会にお願いするのか資源管理分科会にお願い

するのか、まだちょっとそこは政府部内で調整が付いていないところですので、そこはまたどちらかにお願いするという形になります。今現在どちらということでは決まっておりません。すみません。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかには何か御質問等ございませんか。

それでは、ウェブ会議システムの委員さんからは、いかがでしょうか。御質問等ございませんでしょうか。

そうすると、私がせかしてしまったので、あと15分残ってしまいました。最後の連絡がありますので、10分ぐらいはまだ何か言い残した事、言い足りなかった事、特にまだ御発言のない委員さんは、何かございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

今回はお答えなしの言いつばなしコーナーになりますけれども、いかがでしょうか。

それでは、菅原委員、お願いします。

○菅原特別委員 全釣り協の菅原です。

9ページになりますけれども、資源を積極的に増やすための取組、この種苗放流の取組という形のところで、ただ種苗放流すれば資源が増えるというものだけじゃないですよ。昨今言われているのが、クロダイが物すごく増えちゃって、ノリの養殖に影響を及ぼしているとか、あとここ1週間ぐらい前からずっと言われているのが、浜名湖のカキの問題とかがありますよね。こういう弊害的な問題が起きていることに関しても、ある程度のところを聞いてほしいなというふうに思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょう。

それでは、若狭委員と高橋委員、では近いので高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 先ほどの第一種と第二種ですが、第一種はなぜ小売店、飲食店が届出義務の対象外になっているのか。本来一番危ないところが、この付近ではないのかなど私は思っているんですが、例えば違反者が直接取ってきて、直接小売店なり飲食店なりに直接持って行って売るということは、これはあっても不思議ではないわけですから、そうすると、もうチェック機能が全く働かないということが懸念されるということです。

それから、第二種の方なんですけど、これは外国の政府機関等と、この「等」が非常に

問題であって、外国の政府機関なら分かるんですが、この等というのは、いろんな等を確認するすべというのはどういうふうに考えておられるのか。かつてソ連からロシアに変わったときに、非常に乱発をされて北方四島から、かなりのカニとかウニが入ってきました。そのときの証明書というのは、多くの偽物が乱発された。

そういうふうなことが懸念される。チェックはこれを見ると、税関が書類確認をするという記載になっているのですが、水産庁がどのように関わっていくのか。ノータッチなのか、一方的に税関に従来どおりお任せするのか、この辺がちょっと分かりませんので、分かる範疇で教えていただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。大事なことかと思うので。

○調査官 回答差し上げます。御質問ありがとうございます。

飲食店とか小売店なんですけれども、義務が対象外となりますのは、届出義務というふうになります。ほかの事業者さんと同様に、取引記録の作成、保存の義務に関しましては、飲食店でも小売店さんでも義務は掛かってくるという形になります。

なので、業者の方々から売買するときに、直接流通業者に行く場合、小売、いろんな場合があると思うんですけれども、基本的には取引されたときにつきましては、小売店さん、飲食店さんであったとしても、どういったものを買ってきます、誰々さんから買ってきました、その際には漁獲番号も併せて記録していただくということで、届出義務に関しましては、事業者数が圧倒的に多くなってしまうということもありまして、そこは除外しておりますが、一連の取引記録の作成保存義務に関しましては、あるということをお説明いたします。

あと、もう一点御指摘がありました政府機関等の等ですけれども、基本的に想定しておりますのは、政府機関としてなかなか書けない、香港とか台湾とか、ある種地域と言われるものがございます。そういったところを基本的に想定しております、基本的には民間機関の証明書でオーケーとするつもりは基本的にはないことと、あとそういった証明書の仕組みというのは、基本的には輸出入のところでは余りないのかなと思っておりますので、今の現在のところ、この等は先ほど申し上げました香港とか台湾とかの地域であることを申し上げます。

あと最後、チェックにつきましては、チェックの仕方に関しましては水産庁の方で税関と協議をしまして、こういうふうなルールですというふうに税関の方をお願いいたします。

あと、税関の方から疑義があったときとか、他国政府に確認の必要があるといったときには、水産庁の方に連絡があって、水産庁の方で対応するというふうな仕組みとする予定としております。

以上でございます。よろしいでしょうか。

○山下部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、若狭委員、お願いします。

○若狭特別委員 先ほどちょっと言い忘れたんですけれども、輸出の促進ですね。それについては、実際私どもは今限定的ですけれども、やっているんですね。それで沿岸、沖合、遠洋があって、特に遠洋で日本漁船が外国で取ったものを、例えば中国だとかに輸出する場合に、証明書関係がある意味問題になっているんですね。

だから、一旦、日本に入れなきゃいけないだとか、そういう1つはまた掛けなきゃいけないというところで、これは水産庁の方々にも随分骨を折っていただいて、汗もかいてもらって、在外公館も含めて、そういった形で切り崩していかないと輸出促進の大命題については、もちろん協力させていただき、やるつもり満々なんですけれども、実際輸入国に求める証明書について、水産庁だとか、あとは在外公館だとか外務省だとか、そういった方々のより一層の支援を得られないと、やりたくてもやれないという状況が一方であるということをお認識していただいて、よろしく御協力をお願いいたします。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間になりましたので、本日の企画部会における質疑を終了させていただきます。

事務局から何か御連絡を頂くということですので、お願いします。

○企画課長 本日は、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

次回の企画部会は、前回御了解を頂きましたスケジュールのとおり、来年2月中旬頃開催をさせていただき、水産白書の一次案などについて御意見を頂くことを予定しています。具体的な日程につきましては、改めて調整をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の折、企画部会に御出席いただき、貴重な御助言、御指導を頂き、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

事務局からは以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、これで終わりますが、先ほど申し上げたように追加のコメントがありましたら、12月末までをお願いしたいと。それから、事例の紹介とかもそのときをお願いできればと思います。

今度、皆様にお目にかかるのは2月ということですので、どうぞ皆様よいお年をお迎えくださいませ。

それでは、これで企画部会を終わらせていただきます。